

板橋区議会 災害対応ガイドライン 【最終案】

令和 年 月

板橋区議会

【目 次】

1. 策定目的	1
2. 区議会における災害対応の方針等	2
3. 災害時の行動指針（ガイドライン）	6
初動対応（発災～3日）	
(1) 会議（本会議・委員会）中	7
(2) 会議時間外	10
(3) 視察等区外	11
中期（3日～7日）	
(1) 議員の活動	15
(2) 議会災害対策会議の活動	16
後期（7日～1か月）	
議会機能の早期復旧	19
風水害対応（台風・大雨の発生時）	
(1) 風水害対応について	21
(2) 台風・大雨発生への対応	22
4. 安否確認システム登録手順	24
5. 訓練	26
6. 資料	28
7. 行動計画（タイムライン）	40

<本ガイドラインで使用する文言>

議会災害対応方針	… 「東京都板橋区議会災害対応方針」（P29に記載）
議会災害対策会議設置要綱	… 「東京都板橋区議会災害対策会議設置要綱」（P31に記載）
区本部	… 「板橋区災害対策本部」
議会災害対策会議	… 「板橋区議会災害対策会議」

1. 策定目的

板橋区議会では、平成 26 年 12 月に「東京都板橋区議会基本条例」を制定している。この条例の第 17 条に定める危機管理における区議会の役割を全うするため、平成 28 年 3 月に「東京都板橋区議会災害対応方針」や「東京都板橋区議会災害対策会議設置要綱」を策定している。これらの方針や要綱と「板橋区業務継続計画（震災編）」や「板橋区災害時初動マニュアル」との連動を図りながら、災害時における具体的な行動指針として「板橋区議会災害対応ガイドライン」を定めるものである。

東京都板橋区議会基本条例

（危機管理）

第 17 条 議会は、区民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るため、大規模災害等の不測の事態が発生したときは、議会と区民との間及び議会と区長等との間で情報の共有化を図るよう努めなければならない。

2 議会及び議員は、前項の規定による情報の共有化を図るに当たっては、東京都板橋区議会災害対応方針に基づき行動するものとする。

2. 区議会における災害対応の方針等

「議会災害対応方針」及び「議会災害対策会議設置要綱」において、災害が発生した際の議会・議員・事務局の具体的な役割及び対応方針は、以下のとおり定められている。

議会の役割

- (1) 議員の安否確認
- (2) 議員及び区本部からの情報収集・議員及び区本部への情報提供
- (3) 区本部に優先順位を付しての要望及び提言

この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、**会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。**

- (4) 議長が必要と認める事項

議員の役割

- (1) 議会災害対策会議からの参集指示があるまで、地域の救援活動に従事
- (2) 地域の災害情報等の収集及び報告
- (3) 議会災害対策会議から得た情報を区民に伝達
- (4) 連絡態勢の常時確保
- (5) 災害対応に関する知識習得・災害に備えた準備及び訓練

事務局の役割

- (1) 議員の安否確認・区本部及び議員への情報伝達
- (2) 区本部において収集した情報を、議会災害対策会議に提供（区本部員として区議会事務局長が出席）

議会災害対策会議

(1) 設置

区本部が設置された場合、自動的に設置する。

～板橋区地域防災計画 震災編（抜粋）～

<区本部の設置基準>

- ① 区の区域に災害救助法施行令第1条の基準に達する程度の災害の発生又は発生するおそれがある場合
- ② 上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合
- ③ 区内に**震度5弱以上**の地震が発生したとき

- ・ 議長及び副議長は、議会災害対策会議が設置されたときは、出来る限り速やかに議会に参集する。
また、議長は、議員及び区本部に議会災害対策会議が設置されたことを通知する。

(2) 組織構成

- ・ **全議員**をもって構成する。
- ・ 議長は、議会災害対策会議を総括し、議員を指揮監督する。
- ・ 副議長は、議長を補佐する。
- ・ 議長、副議長に事故があるときは、下記の表の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

順位	議長の所掌事務 を代理する者	副議長の所掌事務 を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会委員長	同委員会副委員長
第3位	同委員会副委員長	同委員会理事委員（第3会派）
第4位	同委員会理事委員（第3会派）	同委員会理事委員（第4会派）
第5位	同委員会理事委員（第4会派）	同委員会理事委員（第〇会派）
⋮	⋮	⋮
第〇位	同委員会理事委員（第〇会派）	区議会事務局長
第〇位	区議会事務局長	区議会事務局次長

- ・ 議長は、必要に応じて議員を招集することができる。

(3) 運 営

議会災害対策会議を窓口として集められた要望及び提言については、議長及び副議長が協議した上で、優先順位を付し、区本部へ要望及び提言を行う。また、必要に応じて幹事長会を開催し、意見を聞くことができる。

(4) 安否確認

安否確認システムによる安否確認が原則であるが、**安否確認システムが使用できない場合は、災害用伝言ダイヤル・伝言板(P 5 参照)等を使用し、以下の事項を区議会事務局に連絡する。**

< 連絡事項 >

① 安否	② 居場所	③ 連絡先・手段
------	-------	----------

(5) 参 集

議長から議会災害対策会議への参集指示があった場合には、**自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集**するものとする。

なお、自身や家族の被災、住居の被害により直ちに参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集する。

また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を区議会事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておく。

< 参集基準 >

参集方法（手段）	服装
公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本とするが、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え、自動車の使用は避け、自転車等の交通手段にて参集する。	円滑な活動を行うため、可能な限り、 <u>貸与されている防災服・保安帽の着用を基本</u> とし、自身の安全を確保できる服装とする。

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。

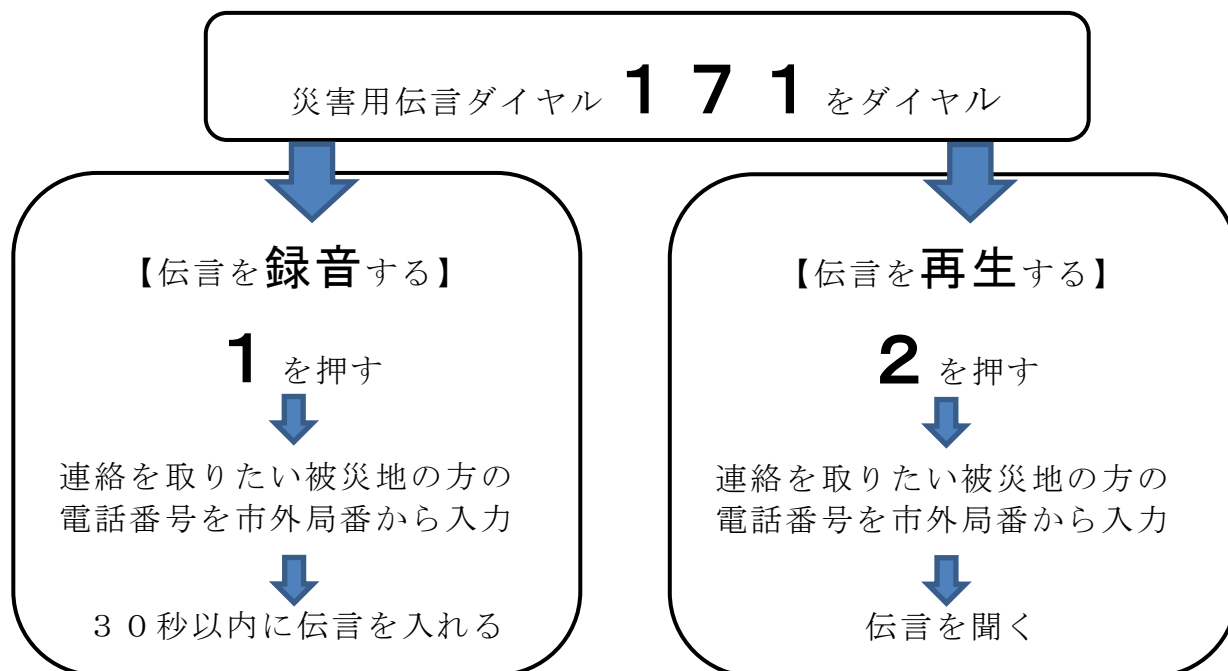
また、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

「災害用伝言ダイヤル・伝言板」の利用方法

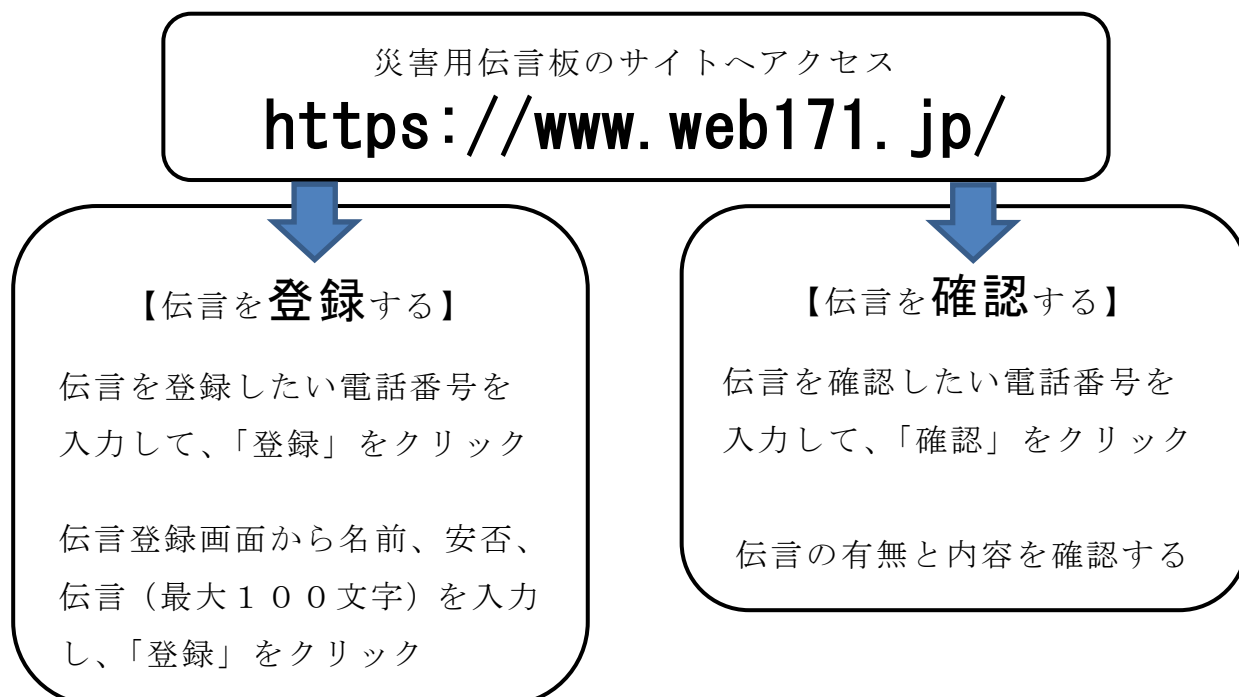
災害発生直後は電話が通じにくくなり、家族等の安否確認が困難になるため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を利用する。

いずれも毎月1日、15日や防災週間（8月30日～9月5日）等の期間は、体験利用が可能となるので、利用方法を事前に確認する。

災害用伝言ダイヤル（171） ※NTT提供



災害用伝言板（web171） ※NTT提供



3. 災害時の行動指針（ガイドライン）

本章では、発生が予測できない地震発災後の行動指針を、
初動対応（発災～3日）→ 中期（3日～7日）→ 後期（7日～1か月）に区分した。
また、令和元年10月に発生した台風19号における板橋区議会の対応とその
検証をもとに、風水害対応の項目を設けている。

初動対応 (発災～3日)

初動対応においてとるべき行動

- 身の安全確保 及び 安否連絡
- 地域の救援活動に従事
- （議長・副議長）議会に参集

(1) 会議（本会議・委員会）中

① 身の安全確保

※ P 33 参照

② 会議（本会議・委員会）の休憩

地震の揺れを感知した場合、議長（委員長）の判断で、暫時休憩を宣告する。

※ 緊急地震速報が放送された場合、議長（委員長）は、直ちに暫時休憩を宣告する。

③ 安全な場所への避難

被害拡大に備え、避難行動に移りやすくするため、廊下及びエレベーターホールに避難する。

④ 会議（本会議・委員会）の再開の協議

議長（委員長）・事務局が下記の確認事項を踏まえ、協議した上で、以下の場合ごとの判断を行う。

<確認事項>

- 震度情報
- 会議場の安全点検
- 区本部の設置状況 等

明らかに揺れが軽微である場合

議長（委員長）は、本会議（委員会）を再開し、議事を継続する。

揺れが大きかった場合

本会議場及び委員会室等が**安全である**場合

区本部が**設置されない**

(区内が震度4以下で、執行機関において緊急の対応を要しない場合)

行
動

事務局から震度情報等を報告後、議長（委員長）は本会議（委員会）を再開し、議事を継続する。

区本部が**設置された** ⇒ **議会災害対策会議**の設置

(区内が震度5弱以上で、執行機関において緊急の対応を要する場合)

本 会 議

行
動

- ① 幹事長会（※1）を開催し、対応を協議する。
- ② 議会運営委員会で「本会議の運営や日程変更等」について決定する。
- ③ 本会議を再開し、延会（休会・会期延長等）の手続きをとる。

※ 議会運営委員以外の議員は、今後の対応が決定するまで控室等で待機する。

委 員 会

行
動

- ① 開催されている委員会の委員長及び副委員長が集まり、対応を協議する。
- ② 委員会を再開し、閉会等の手続きをとる。

※ 委員長及び副委員長以外の議員は、今後の対応が決定するまで控室等で待機する。

※ 委員会に出席していない議員は、安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

⑤ 救援活動 及び 災害情報の収集

対応方針に基づき、各々の地域において救援活動 及び 情報収集等を行う。

本会議場及び委員会室等が**安全でない**場合

区本部が**設置された** ⇒ **議会災害対策会議**の設置

(区内が震度5弱以上で、執行機関において緊急の対応を要する場合)

本 会 議

行 動

- ① 本会議場から直ちに避難する。
※**本庁舎正面玄関前**を集合場所とするが、状況によっては変更する。
 - ② 避難場所(又は代替の場所)において、幹事長会 **(※1)**を開催し、対応を協議する。
 - ③ 議会運営委員会で「本会議の運営や日程変更等」について決定する。
 - ④ 本会議を再開し、延会(休会・会期延長等)の手続きをとる。
- ※ 議会運営委員以外の議員は、安全性の確認や今後の対応が決定するまで避難場所(又は代替の場所)で待機する。

委 員 会

行 動

- ① 委員会室から直ちに避難する。
※**本庁舎正面玄関前**を集合場所とするが、状況によって変更する。
 - ② 避難場所(又は代替の場所)において、各委員会の委員長及び副委員長が集まり、対応を協議する。
 - ③ 委員会を再開し、閉会等の手続きをとる。
- ※ 委員長及び副委員長以外の議員は、安全性の確認や今後の対応が決定するまで避難場所(又は代替の場所)で待機する。
- ※ 委員会に出席していない議員は、安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

(※1)

幹事長会の議題(想定)

- 被害状況及び議員の安否について
- 会議の運営方法・日程について 等

(2) 会議時間外

① 自身 及び 家族の安全確保

※ P 33 参照

② 安否連絡

区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

③ 区本部の設置

議会災害対策会議が設置される。

④ 議長・副議長の参集

⑤ 対応方針の協議

議長・副議長 及び 事務局は、被害状況や議員の安否状況等を勘案し、対応方針を協議する。 ※ 区本部との調整

⑥ 幹事長会（※ 1）の開催（3 日以内）

事務局より幹事長会に出席する各会派幹事長への連絡を行う。
※ 議長が被害状況等を勘案し、幹事長会を開催する必要があると判断する場合もある。

⑦ 救援活動 及び 災害情報の収集

対応方針に基づき、各々の地域において救援活動 及び 情報収集等を行う。

(3) 視察等区外

※区外にいる場合は、この行動指針を基本とし、行動する。

	被害状況		
	A	B	C
板橋区	有	有	無
視察先等	無	有	有
掲載ページ	P11	P12	P13

A：板橋区が被災した場合

① 安否連絡 及び 家族の安否確認



区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

② 区内の情報収集



※随行している事務局職員がいない場合は、議員が事務局と連絡を取り合い、区内の被害状況等の情報を収集する。

③ 視察中止を決定し、区内に戻る



議会災害対策会議が設置されたことに伴い、区内に戻り、参集指示等に備える。

④ 対応方針の協議



議長・副議長 及び 事務局は、被害状況や議員の安否状況等を勘案し、対応方針を協議する。※区本部との調整

⑤ 幹事長会（※1）の開催（3日以内）



事務局より幹事長会に出席する各会派幹事長への連絡を行う。
※ 議長が被害状況等を勘案し、幹事長会を開催する必要があると判断する場合もある。

⑥ 救援活動 及び 災害情報の収集

対応方針に基づき、各々の地域において救援活動 及び 情報収集等を行う。

B：板橋区 及び 視察先等が被災した場合

① 安全確保・安否連絡 及び 家族の安否確認

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

② 区内に戻る手段の確保 及び 情報収集

※ 随行している事務局職員がいない場合は、議員が事務局と連絡を取り合い、区内の被害状況等の情報収集及び区内に戻る手段を確保する。

③ 視察中止を決定し、区内に戻る

議会災害対策会議が設置されたことに伴い、区内に戻り、参集指示等に備える。

④ 対応方針の協議

議長・副議長 及び 事務局は、被害状況や議員の安否状況等を勘案し、対応方針を協議する。※ 区本部との調整

⑤ 幹事長会（※1）の開催（3日以内）

事務局より幹事長会に出席する各会派幹事長への連絡を行う。
※ 議長が被害状況等を勘案し、幹事長会を開催する必要があると判断する場合もある。

⑥ 救援活動 及び 災害情報の収集

対応方針に基づき、各々の地域において救援活動 及び 情報収集等を行う。

C : 視察先等が被災した場合

① 安否連絡 及び 安全確保



※ 随行している事務局職員がいない場合は、議員が使用可能な伝達手段で事務局に安否を連絡する。

② 区内に戻る手段の確保 及び 情報収集



※ 随行している事務局職員がいない場合は、議員が事務局と連絡を取り合い、区内に戻る手段を確保する。

③ 視察中止を決定し、区内に戻る

策定目的

区議会における
災害対応の方針等

初動対応

中期

後期

風水害

安否確認システム

訓練

資料

中 期
(3日～7日)

(1) 議員の活動

① 連絡態勢の確保

あらゆる伝達手段を確保する。

② 災害情報の収集

各議員は、議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域での救援活動に協力するとともに、議長が割振った避難所を巡回し、被害状況や区民の声などの情報収集を行う。

※避難所の割振りは、議員の安否状況等を考慮し、議長が行う。

※情報収集を行う際は、(1)いつ (2)どこで (3)何が・どうしたの3点を明確にし、災害情報を区本部へ迅速かつ効率的に伝達するために、区本部が使用している「情報通信伝票」(P17)を用いる。

※検討事項：議会のICT化と併せて、写真等を簡易に送受信できるアプリの活用

③ 議会災害対策会議への情報提供

議員が収集した情報は、随時、議会災害対策会議へ提供する。提供方法はその時に使用可能な伝達手段で行う。

<伝達手段> ※上から順に使用可能なものを使う。

- ① 電子メール 議事係 (g-giji@city.itabashi.tokyo.jp)
 庶務係 (g-shomu@city.itabashi.tokyo.jp)
 調査係 (g-chosa@city.itabashi.tokyo.jp)
- ② 電 話 (03-3579-2702 / -2703 / -2704)
- ③ F A X (03-3579-2780) 等

④ 区民への情報提供

議員は、議会災害対策会議等から提供された情報を、適宜、区民に伝達する。

(2) 議会災害対策会議の活動

情報収集・情報提供

※議会災害対策会議が解散するまで、継続して行う。

議員 ⇒ 議会災害対策会議 ⇒ 区本部

① 議員からの情報収集



議会災害対策会議は、区本部が使用している「**情報通信伝票**」(P17)を用いて、議員から区内の被災情報を収集する。

② 情報の整理



議会災害対策会議に集まった情報は、事務局が集約し、議長の判断を仰ぎながら処理する。

③ 区本部への情報提供

区本部 ⇒ 議会災害対策会議 ⇒ 議員

① 区本部からの情報収集



議会災害対策会議が区本部から情報を収集する。

② 議員への情報提供

議会災害対策会議は、使用可能な伝達手段(P15)で議員への情報提供を行う。

議会機能復旧のための準備活動

① 会議を開催するための協議・準備



- 会期日程の組立直し
(会期外：直近の会期日程の組立直し)
 - 被害状況の確認・共有
 - 議場の確保
- 等

② 議員への情報提供

決定事項等を全議員に情報提供する。

後 期

(7日~1か月)

議会機能の早期復旧

被害状況の全容を概ね把握できた段階で、執行機関とともに復興に向け、災害対応に関する議案の審議及び議決、専決処分等の報告等を受けるなどの議決機関としての役割を果たすため、議会機能を早急に復旧させる必要がある。

	会議の開催	
	できる	できない
議員定数	半数以上が招集できる	半数以上が招集できない
議場の確保	○	×
区議会事務局の体制	○	×
※3つの条件が整う必要がある。		

※本会議を開催できたとしても、各委員会の定数に欠員が生じ、定足数を保てない委員会があった場合は、会派別の委員数に応じた委員の選任を行うことができる。

【会議の開催ができる場合】

① 幹事長会・議会運営委員会の開催

開催予定の会議（中止した会議も含む）について、議会機能の再開に向け、運営方法や審議方法等を協議する。
（例：一般質問であれば、質問の持ち時間数の変更等）

② 本会議・委員会の開催

【会議の開催ができない場合】

- 議会が成立しない際は、地方自治法第179条に基づき、長の専決処分による対応がとられると考えられる。
- （定数が足りない）区議会議員の補欠選挙の実施検討

（公職選挙法第113条第1項第6号）

市町村の議会の議員の場合には、第110条第1項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数の**6分の1**を超えるに至ったとき。

新設の内容

新

風水害対応

(台風・大雨の発生時)

(1) 風水害対応について

令和元年10月に発生した台風19号は、東日本に記録的な大雨をもたらし、多くの河川が決壊するなど大きな爪痕を残した。

板橋区においても、区内全域に避難勧告、大雨特別警報が発表されるなど最終的に22カ所の指定避難所を開設し、1,500人を超える避難者を受け入れている。このような中、板橋区議会においても、幹事長会で台風到来前に対応を確認するなど事前に対策を準備した。

風水害対応については、台風19号における議会の対応策を基本とし、検証のためのアンケート結果を踏まえて行動指針をまとめた。

なお、台風・大雨の発生は、気象予報技術の進歩により、発生・上陸時の風速・雨量・進路等の予報精度が向上しており、区内で起こり得る事態をある程度想定することが可能である。

このように災害発生を予測できる点で、地震発生時とは対応が異なる部分はあるが、災害対応における議会・議員の役割には変わりがないため、**地震発生時の対応の「中期（3日～7日）」（P14～17）と「後期（7日～1か月）」（P18～19）は、風水害対応にも共通する内容である。**

よって、「風水害対応（台風・大雨の発生時）」については、地震発生時における「初動対応（発災～3日）」のみを置き換えることで、風水害に対する行動指針とする。

(2) 台風・大雨発生への対応

議会全体で台風・大雨の発生に対応するのは、区内に大きな被害が発生することが予想され、区が**水害応急対策室を設置する以上の対応**をとる場合とする。

～板橋区地域防災計画 風水害編（抜粋）～

<水防本部【水害応急対策室】設置基準>

- ①浸水被害が発生（被害情報が10件程度入り、さらに拡大が予想される時）し、または発生するおそれがある場合で、区長が認めたとき
- ②危機管理室長、土木部長、危機管理室各課長、土木部管理課長で協議し、区長の指示で設置するとき
- ③区長が設置の必要と判断し、指示したとき

<上記の対策室の設置を協議する場合>

- ①10分間雨量20mm以上、30分間雨量40mm以上、1時間雨量で60mm以上、3時間以上継続して時間雨量50mmを超えた場合
- ②石神井川、白子川、新河岸川のいずれかの水位が桁下から240cmになった時点
- ③荒川洪水予報で基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、はん濫注意報が発令された場合
- ④台風の上陸が予想され、大きな被害が発生することが予想される場合
- ⑤板橋区を含む地域に土砂災害警戒情報が発令され、今後被害が発生することが予想される場合
- ⑥板橋区気象観測システムにより、強雨予告が発令された場合
- ⑦東京23区内で30センチ程度の降雪或いは降雪の予想があった場合



<区本部の設置基準>

- ①区の区域に災害救助法施行令第1条の基準に達する程度の災害の発生又は発生するおそれがある場合
- ②板橋区内に避難勧告の発令を決定した場合
- ③上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合
- ④板橋区を含む地域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合
- ⑤区内全域に重大な風水害の発生又は発生するおそれのある場合

台風通過前

① 幹事長会の開催

区が水害応急対策室を設置する以上の対応が必要と判断した場合、議長は幹事長会を開催し、下記の内容を協議した上で、議会の対応策を決定する。

<検討事項（想定）>

- 議会の態勢
（本庁舎における事務局の待機態勢 等）
- 会議の運営方法・日程について

※協議結果によっては、議会運営委員会や関係委員会を開催する場合もある。

② 議員への周知

幹事長会での決定事項を、事務局よりメールにて全議員に周知する。

台風通過中

台風の強風域・暴風域での外出行為や増水した河川に近づく行為は危険であり、同様の行為を誘発する恐れがあるため、禁じる。

台風通過後

③ 安否連絡・被害情報（速報値）の提供

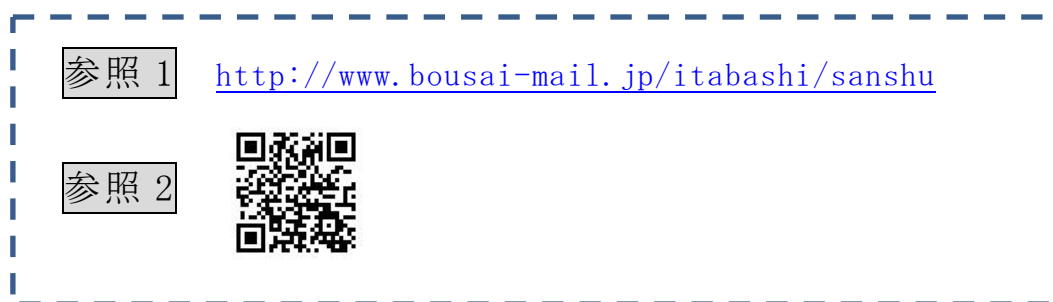
荒川の決壊等、区内に大きな被害が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。また、事務局より区からの被害情報（速報値）をメールにて情報提供する。

以上、新設の内容

4. 安否確認システム登録手順

(1) 登録方法

- ① URL入力（参照1） 又は QRコード読み取り（参照2）
↓
- ② サイト内記載のアドレス宛てに空メールを送信
↓
- ③ 返信メール内記載のURLからシステム専用サイトにアクセス
↓
- ④ 詳細設定画面から必要事項（下記の(2)参照）の入力・選択



(2) 登録内容

- ① 名 前 * 名前を入力
 - ② 所属部署 * 「区議会事務局」 → 「区議会」 を選択
 - ③ 任命内容（地震） * 「その他」 を選択
- ※上記以外の項目の登録は不要。

ただし、水害時等の活動が無いというわけではない。

(3) ドメイン名の設定

迷惑メール防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、安否確認システムから配信されるメールが受信できないことがある。

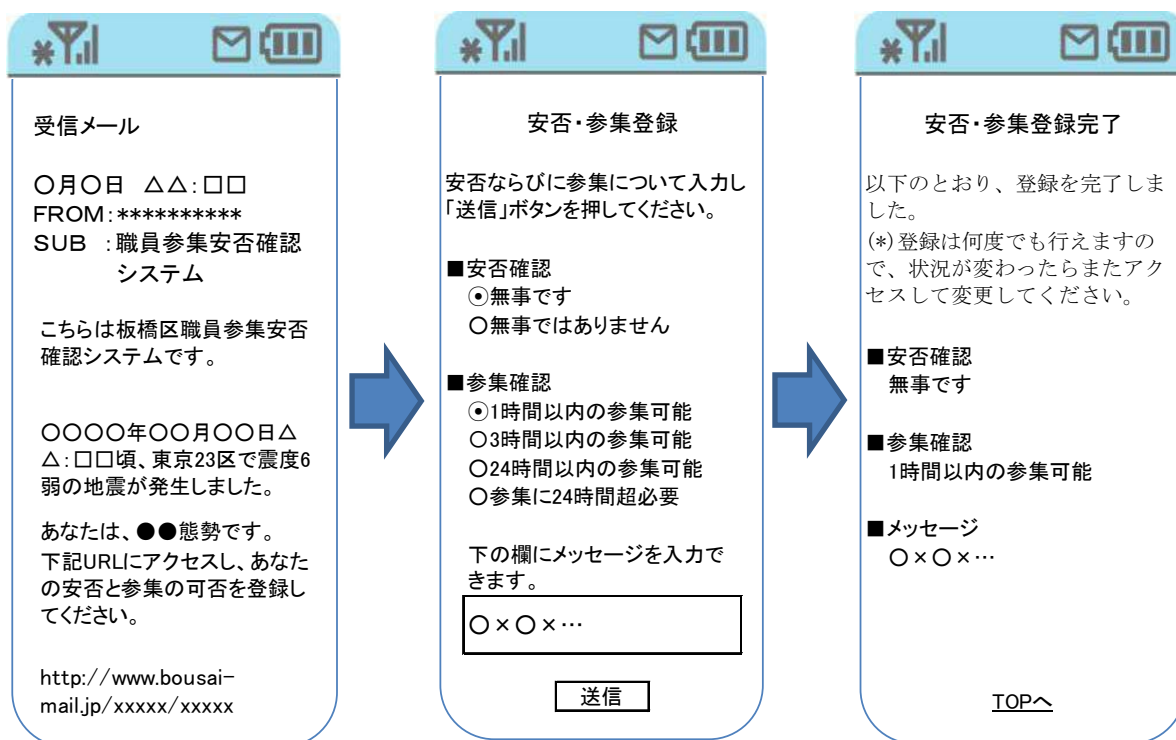
そのため、ドメインが「bousai-mail.jp」からのメールを受信することができるよう、事前に設定を行うこと。

(4) 配信条件

		配信条件	配信メール
地震関係	東京	震度4の地震情報が発表となった時	震度速報
	23区に	震度5弱以上の地震情報が発表となった時	安否確認メール

※配信条件が「東京23区」のため、板橋区の震度と異なる場合がある。
板橋区の震度は、気象庁のホームページやテレビ等で情報収集が必要。

【安否確認メールのイメージ】



(5) 再登録及び削除方法

安否確認システムに登録したメールアドレスが変更になった場合は、再度同じ手順を踏み、メールアドレスの再登録を行う必要がある。

また、同時に変更前のメールアドレス情報を削除するため、管理者（区議会事務局次長）に申し出ること。

5. 訓 練

災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、各議員及び事務局職員は、本ガイドラインの理解を深めるとともに、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備に努めるものとする。

また、災害対応にかかる訓練を定期的に行うものとする。

【知識の習得】

- ・ 救命技能認定証の取得（改選後4年に一度 一斉講習を実施）

【準 備】

- ・ 安否確認システム等の各種システムやアプリへの登録
- ・ 自宅及び事務所等での備蓄物資の用意
- ・ 各会派代表者及び代表者が欠けた際の代理者の選定

【訓 練】

- ・ 安否確認システムを使用した安否報告訓練
- ・ 情報通信伝票及び地図を用いた情報収集訓練
- ・ 板橋区役所への参集訓練
- ・ 本会議場からの避難及び傍聴者の避難誘導訓練

※検討事項：議会のICT化の検討結果によっては、タブレットやチャットアプリ等を活用した被害状況、安否、居場所等の情報収集に関する訓練の実施を検討する。

災害時に活用できる情報

策定目的

区議会における
災害対応の方針等

初動対応

中期

後期

風水害

安否確認システム

訓練

資料

板橋区防災マップアプリ

- ◆ 区内の地図を搭載し、オフラインでも現在地を表示可能。
- ◆ 避難所、避難場所、給水施設（深井戸）、警察署、消防署、救急病院や区施設等を地図上に目印表示可能。
- ◆ 防災関係施設と現在地を結び、進行方向を案内することが可能。
- ◆ 電子データ化した区の防災ガイドブック等を閲覧することが可能。



Android 用



iPhone 用

東京都防災アプリ

- ◆ 防災マップ
現在地やユーザーが選択した場所の危険度を順位で確認できる。
地域危険度マップのほか、防災施設や災害時帰宅支援ステーションを掲載。
- ◆ 緊急ブザー
予め登録した家族や友人へ位置情報付メールを配信。日常でも使える安心機能。
- ◆ 最新の災害情報
自分が登録したエリアと東京都内の「避難情報」「気象情報」などの確認が可能。



Android 用



iPhone 用

東京消防庁公式アプリ

- ◆ チャットボット
キーワードを投げかけると関連した質問を会話形式で回答。
- ◆ 救急サポート
非常時に役に立つ心肺蘇生動画や、胸骨圧迫をリードするテンポ音でサポート。



Android 用



iPhone 用

6. 資 料

資料 1	東京都板橋区議会災害対応方針	……29
資料 2	東京都板橋区議会災害対策会議設置要綱	……31
資料 3	板橋区防災ガイドブック（抜粋）	……32

東京都板橋区議会災害対応方針

1 趣旨

東京都板橋区（以下「区」という。）において地震等の災害が発生した際に、区議会及び区議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 議会の役割

議会は、地震等の災害が発生した際には、板橋区災害対策本部（以下「区本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、区本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。そのため、議会は、板橋区議会災害対策会議設置要綱に基づき、板橋区議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、以下の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 災害等の各種情報を議員及び区本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び区本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 区本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。

この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。

- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

3 議員の役割

議員は区民の代表として、区民の信託に的確に応える議会の一員であるとともに、一区民としての立場にもある。更に、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、区民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通して、区が集めることができない地域の災害情報などを収集し、議会災害対策会議に報告する。
- (3) 議会災害対策会議から伝達された情報は、必要に応じて区民に伝達する。
- (4) 議会災害対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。
- (5) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 事務局の役割

議会災害対策会議が設置された際は、区議会事務局が以下の事務を担う。

- (1) 議員の安否確認を行い、区本部及び議員へ情報を伝達する。
- (2) 区本部において収集した情報を、必要に応じて議会災害対策会議に提供する。

東京都板橋区議会災害対策会議設置要綱

(平成28年3月23日 区議会議長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 区議会は、地震等の災害により板橋区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置された場合、これと連携するために議会災害対策会議を設置する。

2 議長は、議会災害対策会議が設置されたときは、議員及び区本部にその旨を通知する。

(組織構成)

第3条 議会災害対策会議は、全議員をもって構成する。

2 議長は、議会災害対策会議を総括し、議員を指揮監督する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要に応じて議員を招集することができる。

(所掌事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 災害等の各種情報を議員及び区本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び区本部に情報を提供して連携を図ること。

(3) 区本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対応方針)

第5条 議会災害対策会議は、別に定める板橋区議会災害対応方針に従って、所掌事務を遂行する。

(事務局)

第6条 議会災害対策会議の庶務は、区議会事務局がこれを担う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

地震編

地震を知ろう

地震の用語

マグニチュードと震度

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものさしです。一方「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表します。

マグニチュードと震度の関係は、例えば、マグニチュードの小さい地震でも震源からの距離が近いと地面は大きく揺れ、「震度」は大きくなります。また、マグニチュードの大きい地震でも震源からの距離が遠いと地面はあまり揺れなく、「震度」は小さくなります。

断層と活断層

地殻がひとつの面を境にして、互いにずれているところを断層と言います。この断層のうち、今後もずれることが考えられるものを活断層と言います。東京都やその周辺には、いくつかの活断層が存在しています。

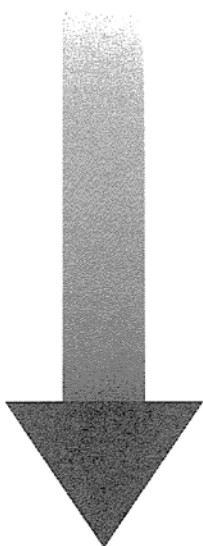
直下型（内陸型）地震

内陸部にある活断層が動くことによって、居住地域の真下で発生する震源の浅い地震を、直下型（内陸型）地震と言います。（熊本地震、阪神・淡路大震災など）

海溝型地震

海のプレートが陸のプレートの下に沈み込む時に、陸のプレートの先端部を引きずり込んでいきます。やがて、引きずり込まれた陸のプレートが限界に達し、先端部が跳ね上がって起こる地震を、海溝型地震と言います。（東日本大震災、関東大震災など）

地震の揺れ方（震度と揺れ・体感の状況）



- 0** 人は揺れを感じない。
- 1** 屋内にいる人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
- 2** 屋内にいる人の大半が、揺れを感じる。
- 3** 屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。
棚にある食器類が音を立てることがある。
- 4** 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる
眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
- 5弱** 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
- 5強** 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
固定していない家具が倒れることがある。
- 6弱** 立っていることが困難になる。
固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
ドアが開かなくなることがある。
- 6強・7** 立っていることができず、はわないと動くことができない。
揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

地震から身を守ろう

地震はいつ、どこで起こるかわかりません。また、そのときに必ずしも家族と一緒にいるとは限りません。災害が発生した場合には、自分の周り、あるいは自分自身がどのような状況になってしまうのか、どう行動すべきかを日ごろから具体的にイメージしておくことが大変重要です。そして、どのように備えておくべきかを考えてみましょう。

地震発生時の行動パターン

落ち着いて自分の身を守る（揺れがおさまるまで）

- 家具類や冷蔵庫、テレビなどから離れる。
- テーブルなどの下に入り、身の安全を守る。就寝時はふとんをかぶる。

家族や財産を守る（揺れがおさまったら）

- 家族間で声を掛け合い、家族の安全を確認する。
- 火元の確認を行い、出火があれば大声で知らせる。
- 窓や戸を開けて出口（避難路）を確認する。
- 自宅の安全を確認し、余震に備える。

近所の協力

- 近所の消火活動、救出活動に協力する。
- 高齢者・障がい者・乳幼児などの要配慮者の安全確保に協力する。

避難準備

- 自宅の被害状況を確認する。（自宅が無事な場合は自宅にとどまる。）
- 食料・飲料水などを確認する。乳幼児（ミルクや離乳食）や療養者（食事や常備薬）などにも配慮する。

情報収集

区の防災行政無線からの放送やテレビ、ラジオを活用し、情報を収集しましょう。（テレビは、地上デジタル放送の「データ連動」からも情報が得られます。）災害情報を区ホームページやSNS（板橋区防災・防犯情報ツイッター、公式フェイスブック）からご覧いただくこともできますが、防災・緊急情報メール（6頁参照）への登録をすることにより、いち早く情報を入手することができます。ぜひ登録をお願いします。

数時間～2日経過

- 防災関係機関など、公的機関の「広報」を聞き漏らさないようにし、正しい情報を入手する。（デマに惑わされない。デマの発信元にならない。）
- 火災が拡大し危険なときや、自宅が住める状況ではないときは、自主的に避難する。（3頁参照）
※避難する際、車は使用しない。（大地震発生時、環七の内側及び幹線道路は緊急車両以外、通行止めとなります。）
- 自宅が無事な場合は、住み慣れた自宅にとどまり、備蓄しておいた食料・飲料水などで生活する。（在宅避難）

3日目以降

- 食料・飲料水などの必需品の「調達」や、断水時の「給水活動」「トイレ使用」、健康被害に備えた「医療機関」などの情報を集める。
- ご近所などとの連絡を密にして、協力しあう。

【電話応答サービス】

区の防災行政無線からの放送が聞き取れなかった場合に、以下の番号におかけいただくと、録音された放送内容を確認することができます。

電話応答サービスの電話番号

0120-357-411（無料）



安全な避難のために

災害で避難しなければならないときは、大変危険が迫っているときです。

このようなときに、パニックに陥らないことがもっとも大切なことです。日ごろから、家族会議などで避難所や避難場所の位置を確認しておき、どのような準備と行動が必要か考えておきましょう。



どんなときに、どこに避難するのか

以下のようなときは、速やかに避難しましょう。いざ震災が起こり避難するときは、まず、町会・自治会ごとに「一時（いっとき）集合場所」として決めている近くの公園や広場など、広くて安全な場所に避難してください。その後、以下のとおり、状況にあった場所に避難しましょう。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令されたとき

災害（主に風水害）の発生が差し迫り、避難が必要になった場合には、区から各避難情報を発令します。発令されたときは、区の指示に従って、速やかに避難してください。（下表参照）

火災が拡大したとき

火災が拡大し、身の危険を感じた時は、「避難場所」（裏表紙参照）へ避難してください。

自宅が住める状況でないとき

倒壊・損傷・火災などにより、自宅が住める状況でないときは、「避難所（区立小中学校など）」へ避難してください。※避難所での生活は、プライバシーも制限され、精神的・肉体的に過酷な状況になります。避難は最後の手段です。自宅が無事な場合は、住み慣れた自宅にとどまり生活（在宅避難）しましょう。（裏表紙「在宅避難生活訓練」のすすめ参照）

※近くの避難所や避難場所を、「防災ガイド2019-2020」で確認しておきましょう。

※身の危険を感じたときは、区からの情報を待たずに避難してください。

避難情報	避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	●高齢者、障がい者、乳幼児など、避難に時間がかかる方は避難を始めてください。また、周りの方は支援を始めてください。 ●通常の避難ができる方は、家族との連絡や非常持出品の用意など、避難準備を始めてください。
避難勧告	●通常の避難ができる方は、避難を始めてください。
避難指示（緊急）	●避難中の方は、避難を完了してください。 ●外が危険な場合は、自宅または近くの建物の2階や、がけから離れた側に避難し、屋内で安全を確保してください。

☑ チェックリスト

避難するときは

- 電気のブレーカーを切る（漏電・通電による火災を防ぐ）。
- ガスの元栓を閉める（ガス漏れによる火災を防ぐ）。
- 家族や近所の人と声を掛け合って、集団で避難する。
- 徒歩で避難する。自動車やオートバイ等は原則使用しない。
- 避難先や安否情報を書いた連絡メモを残す。
- 家族の安否確認などで、災害用伝言ダイヤル（TEL：171）や、災害用伝言場を活用する。
- 動きやすい服装で避難する。

※☐はチェックリストとしてお使いください。

非常持ち出し袋の中身（裏表紙参照）

大震災では、電気・ガス・水道などのライフラインの供給が途絶する場合や、食料品等の入手が困難になる場合があります。各ご家庭で最低限、3日間はしのげる備えをしておきましょう。

電気に起因する火災の出火防止対策

阪神・淡路大震災では、停電から電気が普及した際に、スイッチをONにしたままの電気ストーブに電気が通り、電気ストーブに接触していた洋服や本等から発火し、火災に至ったと考えられるケース等がありました。

こうした電気に起因する火災を防ぐために、避難する際はブレーカーを切ってから避難しましょう。

また、地震を感知すると自動的にブレーカーを切って、電気を止める「感震ブレーカー」の設置も効果的です。

一方、感震ブレーカーの機種・取扱いによっては、医療機器・照明・パソコン・冷蔵庫など必要な電源まで遮断してしまうこともあり、設置にあたっては十分な理解が必要です。

日ごろからの安全対策

家の中の安全対策

地震のとき、室内で怪我をしない対策をとることが一番大切なことです。家庭の実情にあった備えをしておきましょう。

☑ チェックリスト

家の中に家具類を置かない安全なスペースをつくる

- 家具類はひとつの部屋にまとめて置き、家の中の逃げ場として安全なスペースを確保する。
- 安全なスペースが作れない場合は、家具類の配置を考え工夫をする。

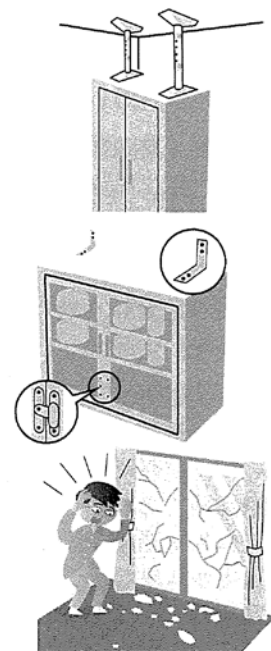
出入口や通路に物を置かない

- 安全に避難できるように、出入口や通路には、物を置かない。

家具類の転倒・落下・移動防止とガラスの飛散防止対策をする

- タンス・本棚は、L型金具などの転倒防止器具でしっかり固定する。二段重ねの家具は金具で連結しておく。
- 食器戸棚は、棚板に滑りにくい布やシートを敷き、扉が開かないように止め金具をつける。
- テレビは、できるだけ低い位置に置き、壁や柱、テレビ台等に金具やバンドで固定する。
- 窓ガラスには飛散防止のフィルムを貼り、破片が飛び散らないようにする。

※☐はチェックリストとしてお使いください。



◆防災用品（家具転倒防止器具・感震ブレーカーなど）のあっせん◆

詳しくは、危機管理室（☎ 3579-2151）へ問い合わせください。

※あっせん商品などの詳細は、区のホームページでもご覧いただけます。

◆助成制度を利用して家具転倒防災器具を取り付けましょう◆

下記の世帯に、転倒防止器具（L型金具など）の取付費用を助成する制度があります。

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 障がい者のみの世帯（身体障害者手帳4級以上・愛の手帳4度以上・精神障害者保健福祉手帳1級・難病患者）
- ③ その他：①と②のみで構成される世帯

[問い合わせ・申請先] ①の世帯

長寿社会推進課 高齢者相談係
☎ 3579-2464

②・③の世帯

各福祉事務所 障がい者支援係
板橋 ☎ 3579-2460
赤塚 ☎ 3938-5118
志村 ☎ 3968-2339

ペットの災害対策

日ごろからの心がけ

災害時は人にも動物にも大変厳しい生活が続きます。健康管理のほか、飼い主とはぐれたときのための身元表示、避難の際に大勢の人やペットに接しても興奮しないためのしつけなど、日頃の正しい飼育や準備が必要です。また、避難所では犬、猫などのペットは主にケージの中で過ごします。普段からケージを使って飼育し、慣らしておくことも必要です。

ペットのための防災用品

ペットフード・水（最低5日分、できれば7日分）、常備薬・療法食、食器、トイレ用品、健康の記録、ケージ、写真（「犬の住民票」推奨）、首輪・リード等の備えをしておきましょう。

※詳しくは、生活衛生課管理・衛生検査グループ（☎ 3579-2332）へお問い合わせください。

備蓄品・非常持出品の準備

備蓄品

在宅避難（自宅での避難生活）のために備蓄するもの。災害時は、ライフライン（電気・ガス・水道）の供給が停止する場合や、食料・飲料水などの入手が困難になる可能性があります。各ご家庭で、7日以上（最低限3日分）の「備蓄品を備えましょう」。また、備蓄には「ローリングストック」が有効とされています。これは、普段の買い物の際に、必要量より少し多めに食材や生活必需品を購入しておき、使った分を買い足していくことで、常に備蓄ができている状態を保つことができる方法です。

非常持出品

緊急的に自宅から持ち出すもの。命を守るために不可欠なものを優先し、家庭の状況に合ったもの（例：粉ミルク、持病薬など）を準備することが大切です。基本は在宅避難（自宅での避難生活）ですが、やむを得ず避難する場合に備えて、避難生活に必要なものを準備しましょう。また、「非常持出品」は、リュックサックなどに入れ、すぐに持ち出せるよう玄関や寝室に置いておきましょう。

※外出先や職場で被災する場合も想定し、常時携帯するもの（例：懐中電灯、携帯電話の充電器など）も備えましょう。

地震に強い家に

安心して生活するためには、建築物一件ごとに地震に強い構造にする必要があります。現在の耐震基準である「新耐震基準」は、震度6強～7クラスの地震でも倒壊しないことが目標とされています。しかし、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物は、現行の耐震基準に満たず地震に耐えられない可能性があります。

いつ大地震が発生しても自らの生命や財産を失うことのないように、また、地域の安全性を高めるために、住宅や建築物の所有者などは耐震化に取り組む必要があります。建物の耐震性を確認するために、耐震診断を受け、耐震補強が必要との結果が出た場合は、耐震改修工事などを行いましょう。



各種助成制度

板橋区では、建築物の耐震化の促進を図り、災害に強い安全なまちづくりをめざすため、また、地震から命を守るため建築物の耐震診断および耐震改修工事に必要な費用の一部を助成しています。

木造住宅に対する助成

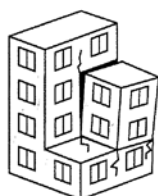
地震による木造住宅などの倒壊被害を最小限にとどめるため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造の2階建て以下の住宅などについて、耐震診断費用、耐震計画等費用、耐震補強工事費用、耐震シェルター等設置工事費用、特定地域（木造密集地域など）での除却工事・建替え工事費用の一部を助成します。

非木造建築物に対する助成

地震によるビル・マンションなどの倒壊被害を最小限にとどめるため、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物について、耐震診断費用、耐震補強設計・耐震改修工事費用、除却工事・建替え工事費用の一部を助成します。

※板橋区では、ビル・マンションの耐震化をお考えの方に、建築士等のアドバイザーを派遣して、耐震化に関する相談や情報提供などを無料で行っています。

※詳しくは、市街地整備課防災まちづくりグループ（☎3579-2554）へお問い合わせください。



水害編

大雨に備えて

近年、短時間に大量の雨が降る集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生しています。集中豪雨や台風による大雨への備え、緊急時の対応について紹介します。

日ごろの準備を

洪水ハザードマップなどの地図で避難所及び避難場所を確認し、道順や方向を書き入れましょう。また、日ごろから過程で避難行動や連絡方法などを話し合い、備蓄品・非常持出品（裏表紙参照）の準備をしておきましょう。

※洪水ハザードマップ（防災ガイドに掲載）は、危機管理室・各地域センター・各区民事務所の窓口で配布しています。また、ホームページでもご覧いただけます。

正確な情報収集を

テレビやラジオを活用し、天気予報・気象警報・注意報などの情報を収集しましょう。なお、防災・緊急情報メール配信サービスを利用することにより、いち早く情報を入手することができます。ぜひご登録をお願いします。

また、区のホームページでは、気象観測システムにより、水位・雨量情報をご確認いただけるほか、区内7か所からの河川の最新映像もご覧いただけます。

【板橋区気象情報】 <http://www.micosfit.jp/itabashi/>



メール登録用
QRコード

【防災・緊急情報メール配信サービス】

- ①「itabashi@bousai-mail.jp」まで空メール（件名や本文のないメール）を送信してください。
- ②登録用 URL が返信されますので、そちらをクリックし、【登録が完了しました】というページが表示されれば登録は完了です。



雨ますの清掃を

家の周囲を確認し雨水ますの取水口などがごみで汚れている場合は、清掃のご協力をお願いします。また、雨水ますの上に、ものを置かないでください。

地下室の浸水対策を

半地下や地下施設に水が流れ込んだ場合、水圧で扉が開かなくなり、閉じ込められることがあります。日ごろから排水施設の点検や止水板の準備をしておきましょう。電動ポンプを使用する場合は、コンセントが水没しない高さになるように注意してください。

止水板設置工事に対する助成

建物の浸水被害の防止・軽減を図るため、出入り口などへの止水板の設置及び関連工事を行う方に、工事費の一部を助成しています。

※詳細は、区のホームページでもご覧いただけます。

【問い合わせ先】 土木部 工事課 ☎ 3579-2541



水害から身を守ろう

避難の際の留意点

区からの避難情報【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）】、避難所開設などの情報を確認してください。また、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難にご協力ください。

大量の排水を控えましょう

少しでも下水道の水量を減らすために、洗濯や風呂などの排水を控えましょう。

マンホールを開けないで

マンホールや側溝の蓋を開けることは非常に危険です。また、外れている場合は、絶対に近づかないでください。

河川に近づかない、渡らない

洪水時や川の水位が高いときには、絶対に川に近づいたり、渡ったりしないようにしましょう。

家庭でできる簡易水防工法

初期の段階ではプランターとレジャーシートなど、家庭にある身近なもので浸水を防ぐことができます。

土のうステーション

浸水などの恐れがある場合、土のうを使って迅速に対応を行えば、浸水被害を少なくすることもできます。

区内 62 箇所に「土のうステーション」を設置していますので、緊急時にご利用ください。設置場所については区ホームページの「土のうステーションについて」をご覧ください。

【土のうステーション】

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/036/036062.html

屋内の2階など高い場所へ（垂直避難）

ゲリラ豪雨などは、短時間で急激に浸水し、避難をしている間に、危険が迫ってきます。

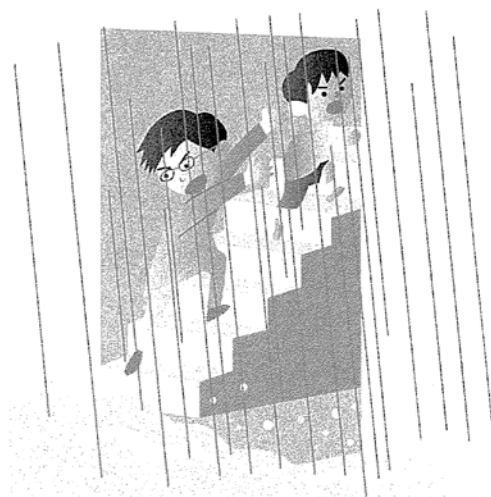
屋内の2階など身近な高いところに避難して、身の安全を図ってください。

土砂災害にもご注意を

がけ崩れなど、土砂災害の恐れがある区域は、「土砂災害警戒区域」に指定されています。大雨により、土砂災害の危険を感じたら、土砂災害警戒情報や避難に関する情報に注意し、すぐに避難行動を開始してください。

「土砂災害警戒区域」は、危機管理室で配付している「土砂災害ハザードマップ」（防災ガイドに掲載）で確認できます。

- 自宅などから安全な場所へ移動する。
- 外に避難することが危険な場合は、建物内のがけから離れた部屋や2階など、安全な場所で待機する。



備蓄品・非常持出品(※)チェックリスト

※「非常持出品」としても準備が必要なものは★印で表示

貴重品★ <input type="checkbox"/> 現金(※小銭も) <input type="checkbox"/> 貯金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 免許証・健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 証書類 食品 <input type="checkbox"/> 飲料水(1日3ℓが目安)★ <input type="checkbox"/> 缶詰・レトルト食品★ <input type="checkbox"/> 栄養補助食品★ <input type="checkbox"/> 無洗米 <input type="checkbox"/> ドライフーズ <input type="checkbox"/> インスタント食品 <input type="checkbox"/> 梅干 <input type="checkbox"/> 菓子類・チョコレート★ <input type="checkbox"/> 調味料 <input type="checkbox"/> 粉ミルク・哺乳瓶★	食品関係 <input type="checkbox"/> なべ・水筒 <input type="checkbox"/> わりばし★ <input type="checkbox"/> 缶ざり★ <input type="checkbox"/> 栓抜き★ <input type="checkbox"/> 紙コップ・紙皿★ 燃料関係 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ(予備) <input type="checkbox"/> 固形燃料 <input type="checkbox"/> ろうそく・ライター・マッチ★ 応急医療品★ <input type="checkbox"/> 常時服用薬 <input type="checkbox"/> ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 解熱剤 <input type="checkbox"/> かぜ薬 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 目薬 <input type="checkbox"/> 鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 胃腸薬 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> 三角巾	情報・避難用品★ <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 生活用品 <input type="checkbox"/> 洗面用具★ <input type="checkbox"/> ドライシャンプー★ <input type="checkbox"/> マスク★ <input type="checkbox"/> めがね・老眼鏡★ <input type="checkbox"/> コンタクトレンズ★ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ★ <input type="checkbox"/> ビニール袋・ゴミ袋★ <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー★ <input type="checkbox"/> トイレトペーパー★ <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ★	<input type="checkbox"/> スキンケア用品 <input type="checkbox"/> 汗ふきシート <input type="checkbox"/> タオル★ <input type="checkbox"/> ランタン <input type="checkbox"/> 万能ナイフ★ <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> ラップ・アルミホイル <input type="checkbox"/> ポリタンク <input type="checkbox"/> ビニールシート★ <input type="checkbox"/> 新聞紙★ <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ★ <input type="checkbox"/> 軍手・皮手袋★ 衣類★ <input type="checkbox"/> 下着・靴下 <input type="checkbox"/> 着替え上下 <input type="checkbox"/> 帽子 <input type="checkbox"/> 防寒着・雨具
--	--	---	--

※震災時は、固定電話や携帯電話よりも公衆電話がつながりやすいため、10円硬貨の準備が必要です。
 ※上記チェックリストはあくまで例です。自分や家族の状況に応じて、必要なものを準備しましょう。



避難場所の地区割り

避難場所とは
 広範囲にわたる火災が発生した時に、火の手がおさまるまで一時的に避難する場所です。大規模なスペースをもった公園や団地などを、東京都が指定しています。
 ※避難場所は、生活スペースではありません。

「在宅避難生活訓練」のすすめ

発災時には、避難所に被災者が殺到し、混乱の発生が予想されます。また、避難所での生活は、プライバシーの確保が困難な場合等もあるため、ストレスを感じることもあります。そこで、災害に対する備えを事前に行い、発災後は顔見知りの近隣住民の方々と協力し合うことで、被災後も住み慣れた自宅での生活を続ける「在宅避難」が有効となります。しかし、急に「在宅避難」をするといっても、どう備えれば良いかわからないことも多いと思います。このため「在宅避難生活訓練」を行うことをお勧めします。「在宅避難生活訓練」とは、あらかじめ想定できる備えを揃えておき、実施する日時を定めて、それに合わせて電気・ガス・水道を止めて生活してみます。この訓練を実施することで、事前の備えで不十分な点や、在宅避難生活を送る上での注意点などが見えてきます。この時期を変えるなど工夫をして、年に一度でも実施することをお勧めいたします。



避難場所

避難する際、車は使用しない。(大地震発生時、環七の内側及び幹線道路は緊急車両以外通行止めとなります。)

※地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域として、東京都が指定した地区です。

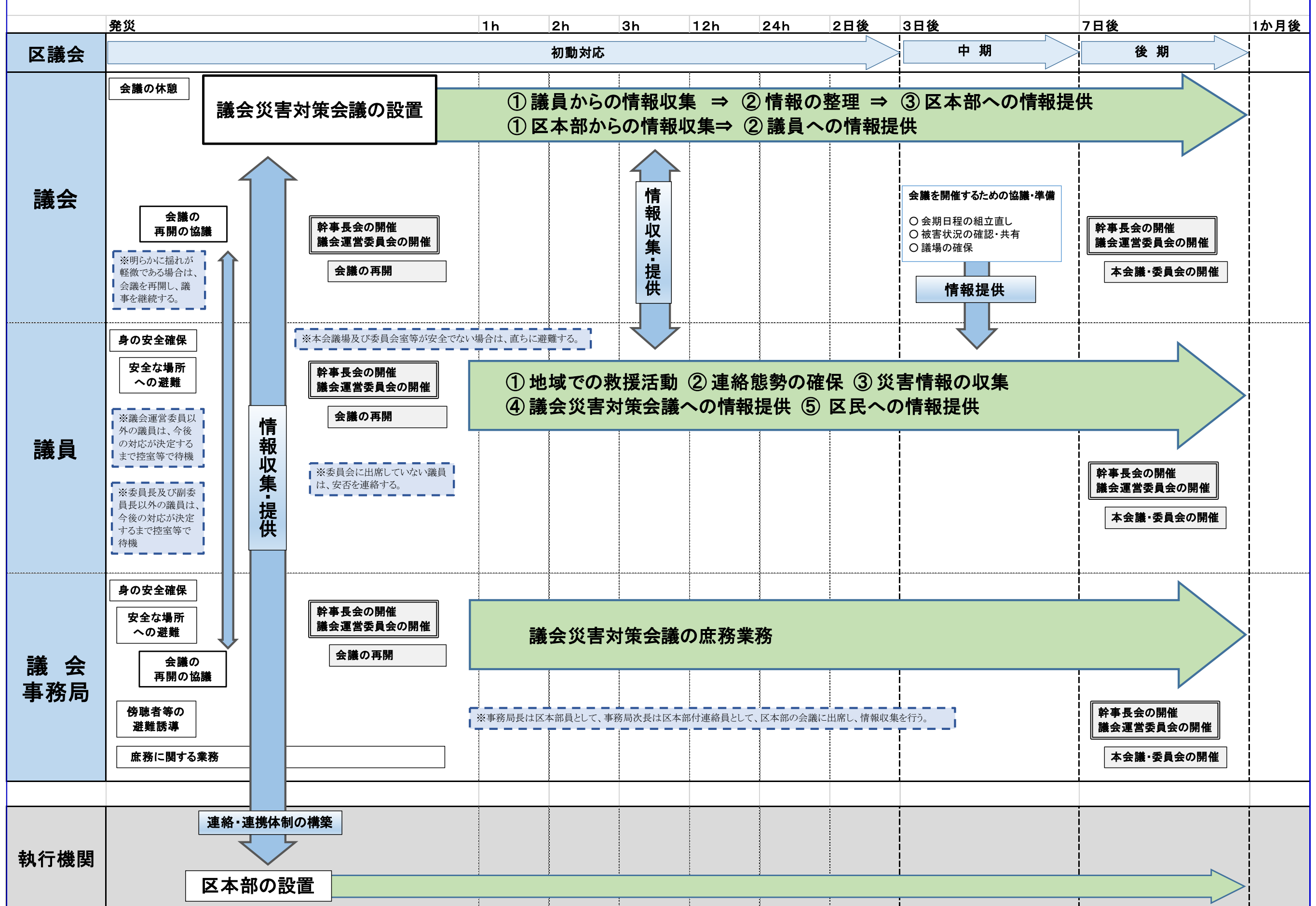
平成31年3月
 刊行物番号
 30-160

【防災マップアプリ】
 大きな災害時などのインターネットに繋がらない時でも、板橋区の地図と防災関連情報を閲覧できるスマートフォン用(Android端末・iPhone端末)のアプリケーション(無料)を配信しています。下記ダウンロード用QRコードより、ぜひご利用ください。


 Android 端末用 QR コード


 iPhone 端末用 QR コード

会議(本会議・委員会)中



会議(本会議・委員会)中

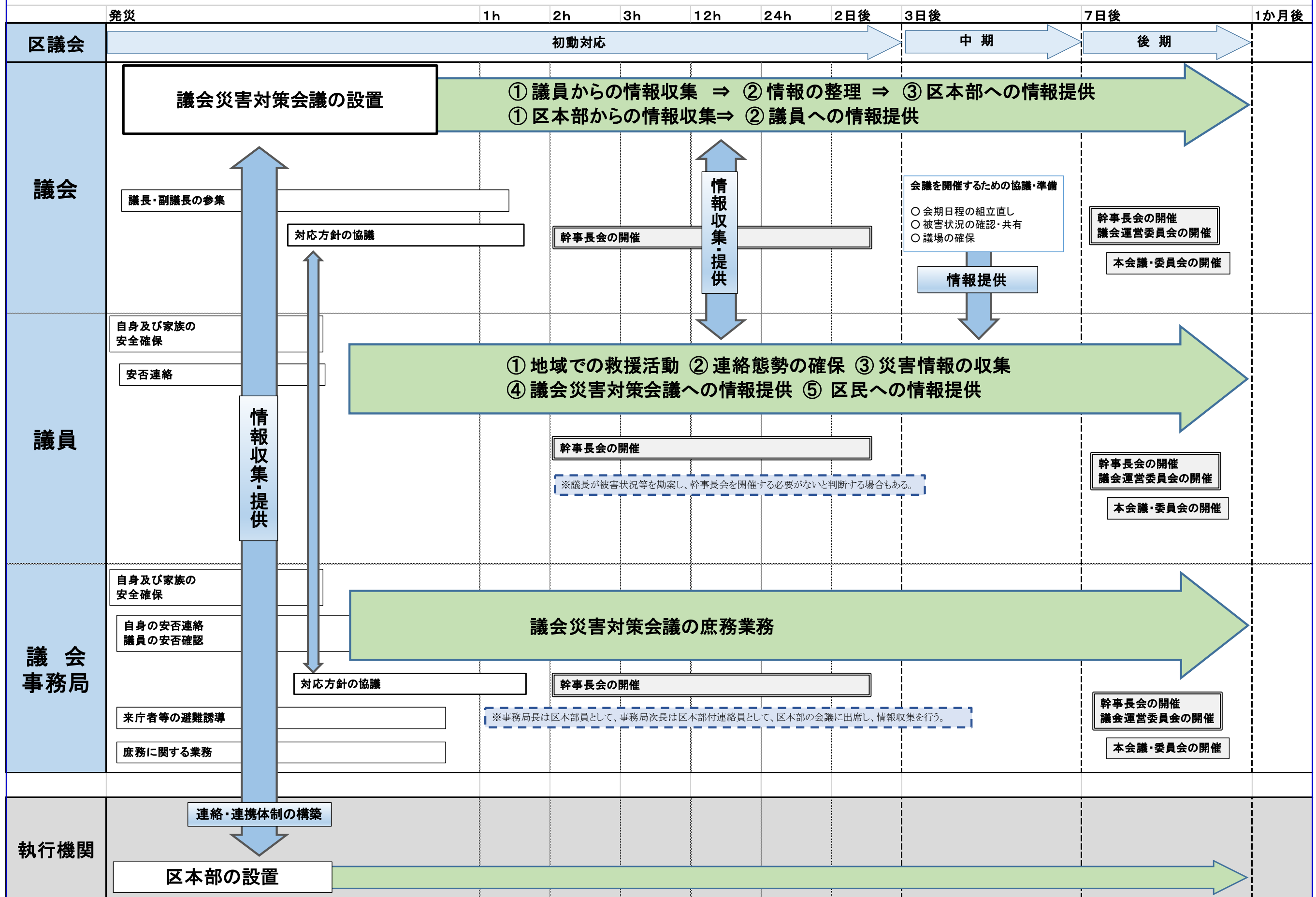
会議時間外

視察等区外(A)

視察等区外(B・C)

風水害対応

会議時間外



会議（本会議・委員会）中

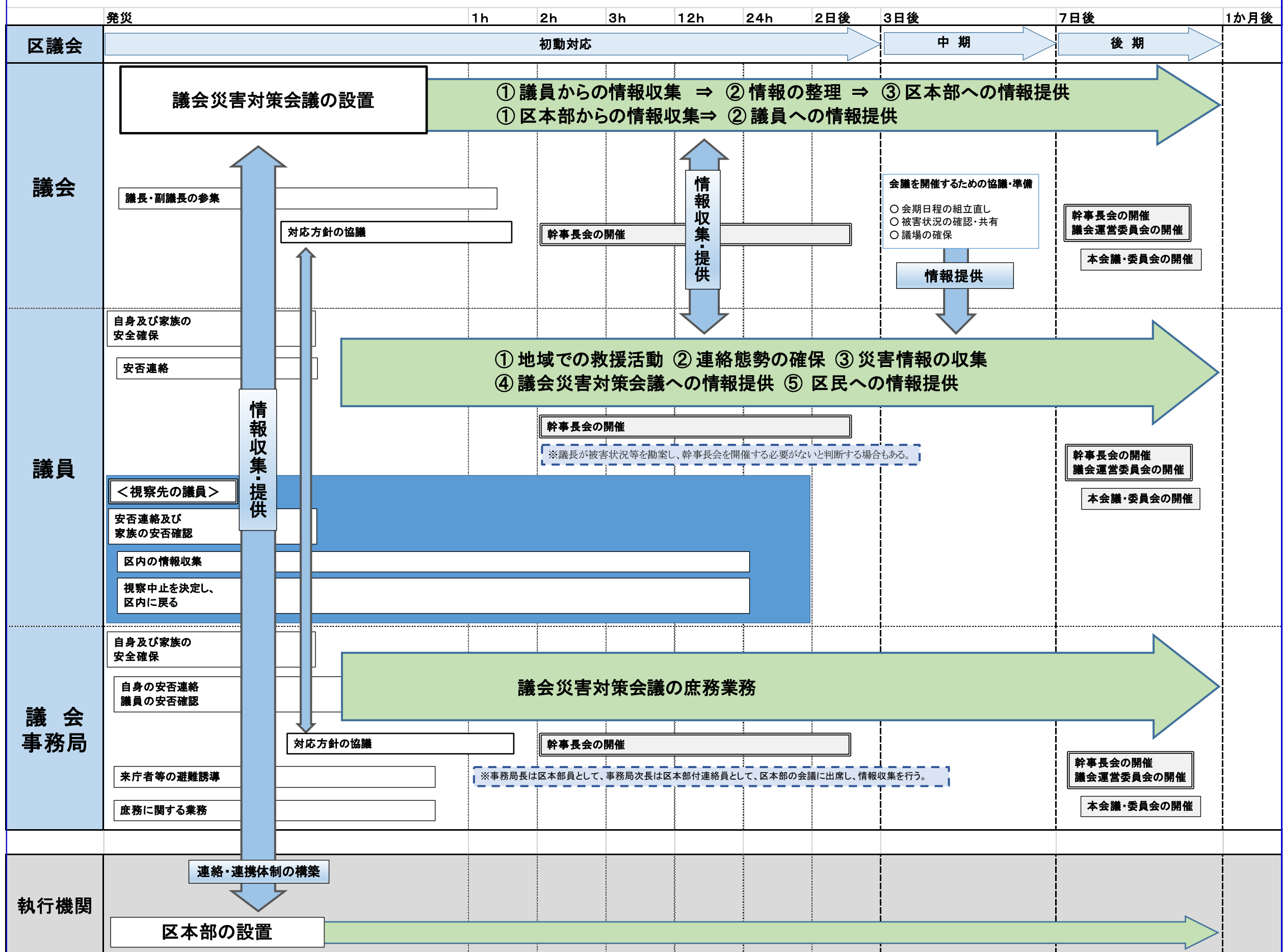
会議時間外

視察等区外（A）

視察等区外（B・C）

風水害対応

視察等区外 (A:板橋区が被災した場合)



会議（本会議・委員会）中

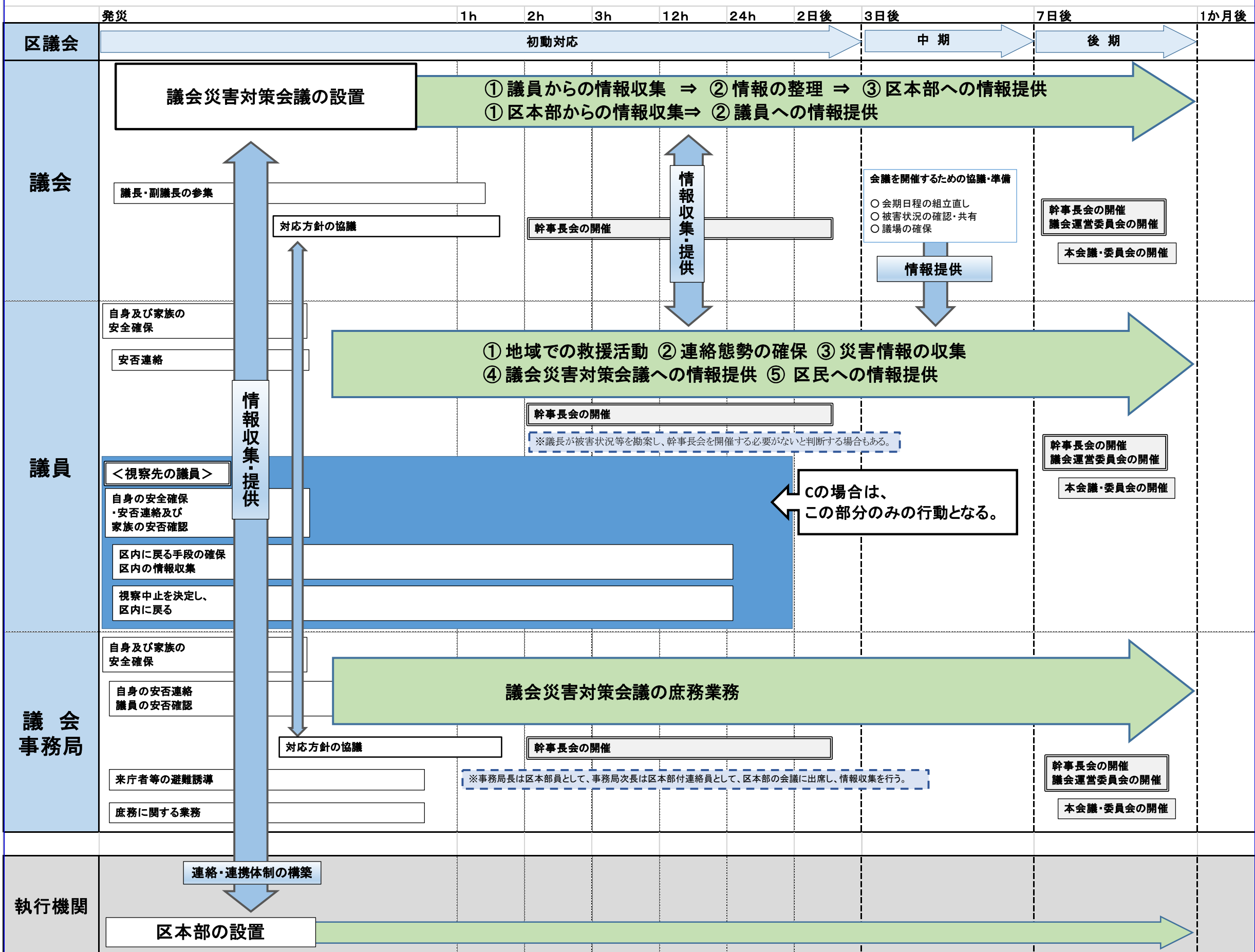
会議時間外

視察等区外（A）

視察等区外（B・C）

風水害対応

視察等区外 (B:板橋区 及び 視察先等が被災した場合 C:視察先等が被災した場合)



会議（本会議・委員会）中

会議時間外

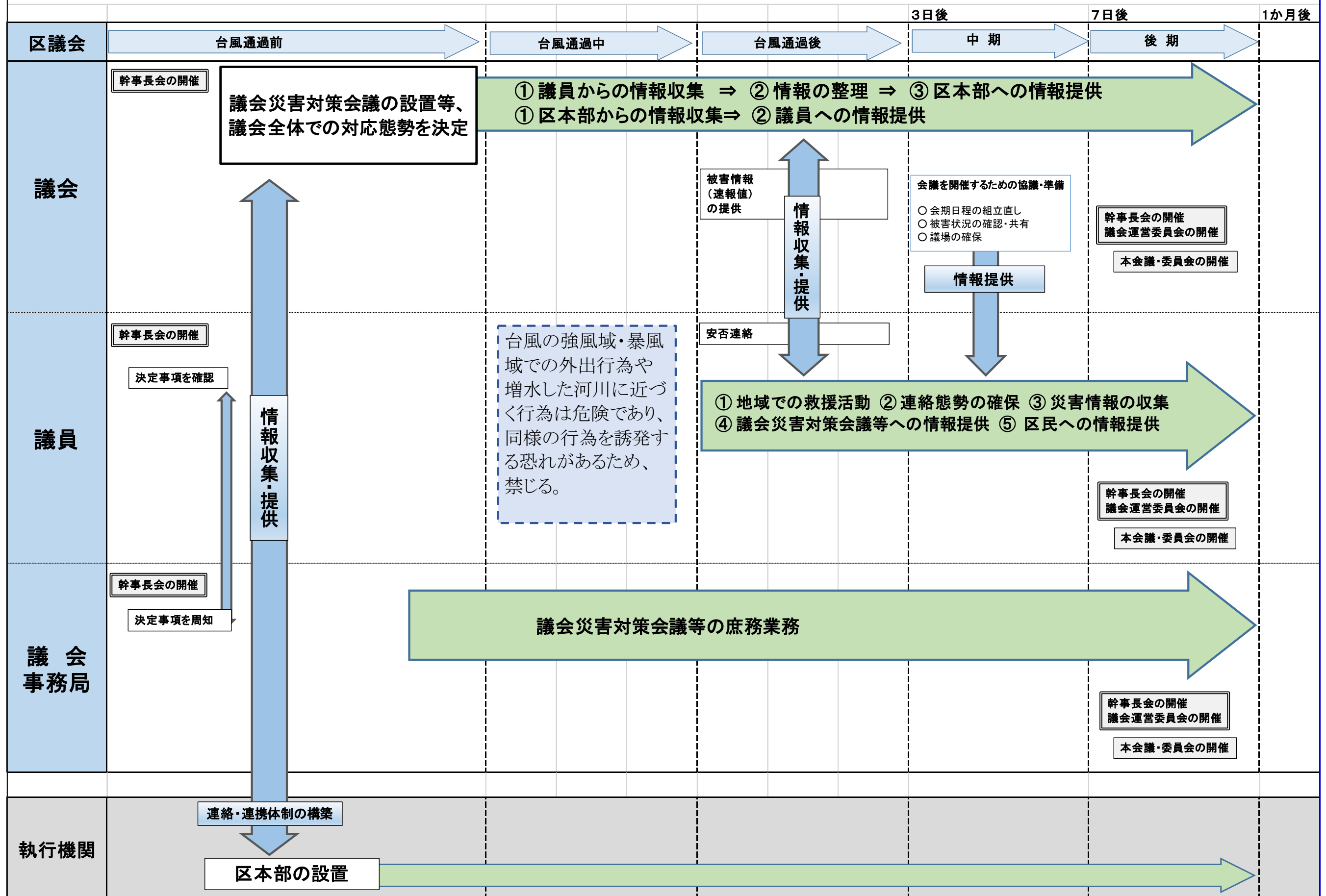
視察等区外（A）

視察等区外（B・C）

風水害対応

風水害対応

※区が水害応急対応室を設置した場合は、議会は幹事長会を開催し、議会の対応策を決定する。



会議（本会議・委員会）中

会議時間外

視察等区外（A）

視察等区外（B・C）

風水害対応

板橋区議会事務局

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

電 話 03(3579)2702 議事係

2703 庶務係

2704 調査係

F A X 03(3579)2780